

東京都板橋区立シニア学習プラザ指定管理者構成団体の変更について

1 概要

シニア学習プラザの指定管理者である事業者の構成団体に変更があったため、指定管理者としての継続について協議があった。関係資料等により事業承継の確認がとれたため、協議結果について報告する。

2 経緯

(1) 区への報告と事前協議

シニア学習プラザの指定管理者「アクティオ・アリオス共同事業体」の構成員である「株式会社アリオス（以下「アリオス」という。）」が、「テクノ防災サービス株式会社（以下「テクノ防災サービス」という。）」を存続会社とする合併を行い、令和5年1月1日より社名を「株式会社東京ファシリティサービス（以下「東京ファシリティサービス」という。）」に改める旨、代表企業「アクティオ株式会社（以下「アクティオ」という。）」より、令和4年12月22日に、区へ協議内容を含む申出があった。

アクティオによると、合併後もアリオスの指定管理に関する権利及び義務は、東京ファシリティサービスに承継されている。また、代表構成員のアクティオ自身は、法人としてなんら変更が生じていない。このことからアクティオとアリオスは、12月中に、「基本協定書」※ 第39条ただし書きを根拠とした区への協議を行い、アリオスが新会社へ吸収合併された後も、共同事業体として契約上の地位を承継することを合意し、覚書を交わすこととした。ついては、「アクティオ・東京ファシリティサービス共同事業体」が、引き続き、シニア学習プラザの管理運営業務を行うことについて承諾を求めるものである。

(2) 代表企業による経営状況等の判断

代表企業のアクティオにおいて、東京ファシリティサービスの財務状況や運営体制について「基本協定書」に基づいて、以下のとおり事前調査を行っている。

① 指定管理者の責務の承継（「基本協定書」第4条）

東京ファシリティサービスが、シニア学習プラザの指定管理者の責務を承継できることの確認

※注記「基本協定」

「東京都板橋区立シニア学習プラザの管理運営に関する基本協定書」を「基本協定」という。

② **管理運営体制の承継**（「基本協定書」第6条）

シニア学習プラザ運営において委託していた設備管理会社については、東京ファシリティサービスに合併後も変更なく引き継ぐことの確認

③ **施設職員の雇用契約・労働条件の承継**（「基本協定書」第8条）

アリオスが雇用していた職員・スタッフの雇用契約、労働条件について、東京ファシリティサービスが承継することの確認

④ **労働環境の安定性の確認**（「基本協定書」第8条）

アクティオに所属する社会保険労務士により、テクノ防災サービスの労働環境調査を実施し、東京ファシリティサービスの社員の労務状況が安定していることを確認

⑤ **債務履行の確実性**（「基本協定書」第12条）

アクティオ社内の財務部門が、存続会社であるテクノ防災サービスの過去3年分の財務諸表について点検を行い、東京ファシリティサービスの経営基盤が安定していることを確認

代表企業のアクティオは、上記5点について調査確認し、東京ファシリティサービスが、アリオスの業務を承継し、公共施設の管理運営業務を行えるものと判断した。また、今回の経営統合によって、運営基盤の安定と強化及び効率化が図られ、従業員の雇用の安定と区民サービスのより一層の向上に資することができると認めた。

(3) 承諾までの管理運営

① **代表企業による管理運用の申出**

区は、上記(2)の代表企業による経営状況等の調査・判断を受けて、合併後も安定した施設の管理運営が行えるものとし、令和4年12月27日付で、当該協議について承諾することとした。

なお、指定管理者の重要事項変更の届出においては、「基本協定書」第34条に基づき、変更等を行った日（令和5年1月1日）から14日以内に必要書類を揃えて区へ届け出なければならない。しかし、年末年始の期間に入ること、また、一部の書類に変更日以降でなければ提出できないものが含まれるため、区が必要書類の確認（精査）をするまでの期間は、代表企業であるアクティオの責任において、適正かつ円滑にシニア学習プラザの管理運営業務を行うとの申し出を承諾した。

② **合併前の覚書**

(3)を受けて、令和4年12月28日付で、アクティオとアリオス間における共同事業体に関する地位承継についての覚書が交わされた。

③ **合併後の覚書**

令和5年1月1日付で、アクティオは、共同事業体の構成団体として改めて東京ファシリティサービスと覚書を交わし、アクティオとアリオスが令和4年12月28日付で交わした覚書及び2社間で結んでいた協定を踏襲するものとした。

(4) 重要事項変更協議

令和5年1月13日付で、「アクティオ・東京ファシリティサービス共同事業体」より区へ、必要書類を揃えたうえでの重要事項変更の届出があり、1月16日付で承諾した。

3 指定管理者の継続

「株式会社が存続する吸収合併」については、会社法第750条の規定により、「吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。」こととなっている。

以上のことから、指定管理者構成団体の一部が変更されることとなったが、実質の管理運営上に変更は生じず、施設利用者や区民に混乱が生じないようにするため、従来の施設運営体制を継続しながら区民サービスを提供し、指定期間満了時（令和6年3月31日）まで指定管理を行うことを承諾することとした。